

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業績向上を目指し、企業価値を拡大することにより、株主に対して利益を還元していくことと同時に社会的責任を果たすことを基本とし、これらを実現するため経営の効率化、迅速化または透明性の向上に努めております。

「三陽商会 企業理念」(当社ホームページ[<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>]に掲載致しております。)における「CSR基本方針」として、以下を掲げております。

『ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。』

事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。』

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	8,523,000	6.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)	7,578,000	6.00
三菱商事株式会社	4,469,730	3.54
株式会社三越伊勢丹	4,163,378	3.30
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,606,454	2.86
三井住友信託銀行株式会社	3,000,000	2.38
明治安田生命保険相互会社	2,704,530	2.14
八木通商株式会社	2,553,000	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,280,000	1.81
三井物産株式会社	2,204,268	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
住田 邦生	弁護士								△			
松田 清人	他の会社の出身者								△			
矢野 雅英	他の会社の出身者					△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
住田 邦生	○	――	弁護士としての専門的見地および豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や豊富な知識・経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、当社顧問弁護士事務所の出身者でありますが、弁護士として独立性が高いものと認識しております。また、一般株主との利益相反の可能性がないため、独立役員の指定をしております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しております。

松田 清人		_____	企業経営者として金融全般における豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や豊富な知識・経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、当社取引先金融機関の出身者ではありますが、現在は独立性に影響を及ぼすものではないと認識しております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しております。
矢野 雅英		_____	企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、かつ当事業に理解が深く、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、大株主企業である主要取引先商社の顧問ではありますが、現在は独立性に問題はないとの認識をしております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画および監査報告書の説明を受けるほか、事業所の往査および監査講評に立ち会っております。
また、監査役と会計監査人は四半期に1回の定期的会合を持ち、監査全般、内部統制、事業リスク等に係る様々な情報交換を行なっております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査部門から監査の実施状況の説明を受け、内部監査報告書を閲覧しております。
また、月に1回定期会合をもつほか、日常的に情報交換を行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 正隆	他の会社の出身者							△						
玉井 泉	他の会社の出身者							△						
三浦 孝昭	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 正隆		_____	企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、かつ当社事業に理解が深く、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、大株主企業である主要取引先商社の出身者ではありますが、現在は独立性に問題はないとの認識をしております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。
玉井 泉		_____	企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、当社主要取引先金融機関の出身者ではありますが、現在は独立性に問題はないとの認識をしております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。
三浦 孝昭	○	_____	公認会計士としての専門的見地および豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、当社会計監査人である監査法人の出身者ではありますが、当社社外監査役就任時には同法人を退職しており、公認会計士として独立性が高いものと認識しております。また、一般株主との利益相反の可能性がないため、独立役員の指定をしております。 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役の執行業務内容、責務に見合う報酬を付与していると考えており、特段のインセンティブ付与に関する施策は現在のところ必要は無いと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

--	--

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は、「有価証券報告書」、「事業報告(招集通知添付書類)」にて全取締役報酬の総額を開示しております。
2015年度につきましては、次の通りです。
「取締役を支払った報酬239百万円」

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬等については、株主総会の決議により報酬総額の最高額を定めております。各取締役の報酬額は役位等にもとづき取締役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務部ならびに経営企画室が、社外監査役に対しては監査役補助担当が、業務の補助、その他事務処理、連絡等の業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は現在8名の取締役で構成されております。この8名のうち、経営体制の一層の強化と監督機能の充実のため、社外取締役を3名選任しております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項を決定するとともに、コンプライアンスの徹底を図り、業務の執行状況を監督する機関として位置付けられております。
会社に大きな影響を及ぼす重要事項につきましては多面的な検討と意思決定のため、取締役(社外取締役を除く)および取締役会が任命する者により構成される「経営会議」を設置しております。

また、執行役員制度を導入し、経営の戦略的意思決定機能および業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、迅速な意思決定と業務執行が可能な経営を行っております。
上記の「取締役会」、「経営会議」および「執行役員会」は其々原則毎月開催しております。
取締役の選任は株主総会で行い、代表取締役および役付取締役の選定は取締役会で行なっております。
また、取締役の報酬総額決定は株主総会の承認を得ております。

監査の状況に関しましては、会計監査人、監査役/監査役会、関係会社監査役、内部監査室が相互に連動・補完して機能しております。監査役会は常勤監査役2名、社外監査役3名の5名で構成されており、社外監査役3名のうち1名は公認会計士を選任しております。なお、内部監査室は社長直轄の組織であり、現在5名で構成されております。

また、内部監査は作成した計画に基づき定期的に行われております。

業務を執行した公認会計士の氏名等
所属監査法人……有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員……櫻井 紀彰
指定有限責任社員 業務執行社員……春山 直輝
指定有限責任社員 業務執行社員……川端 美穂

会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士:9名 その他:6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を確保するため、監査役設置会社形態を基礎として、独立性のある社外取締役・社外監査役の選任による経営監督機能の強化や、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図り、実効性のある企業統治体制を構築しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	総会運営のビジュアル化およびIRを意識した経営計画の説明

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後(第2四半期決算・本決算)にアナリストに対し「決算説明会」を実施	あり
	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信(四半期含む)、決算説明会資料、	

IR資料のホームページ掲載	財務ハイライト、中期5カ年経営計画、決算情報以外の適時開示資料の掲載
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 事業本部広報・宣伝室

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR基本方針」の中で、「事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。」としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「CSR基本方針」を定めた上で、「CSR推進委員会」「環境対策プロジェクト」「CSR全社連絡会議」の会議体を中心に運営を行い、社内体制の構築や社員に対する意識啓発に積極的に取り組んでいます。(当社ホームページ[http://www.sanyo-shokai.co.jp/]に掲載)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、これまで「三陽商会 企業理念」の中のCSR基本方針、就業規則、各種の規程・ルールに基づき、適正・適切な業務執行に努めて参りましたが、従来に増してこれらがより確実に執行される内部統制体制の整備を目指し、経営会議直轄の「内部統制委員会」を2006年に設置致しました。また、内部統制整備を推進する組織として「内部統制推進室」を2007年1月に設置致しました。この「内部統制委員会」と「内部統制推進室」を中心に、現状の業務内容・業務フローおよび業務に深く関わるITシステム等についてのリスクを再度詳細に分析・評価した上で、業務改革・改善に今後とも努めて参ります。

また、社長直轄の「内部監査室」を設置し、内部統制体制の整備・運用状況の監視を行ないます。これらにより、株式公開企業である当社にとって必要不可欠な条件である「財務報告の信頼性」を経営者の責任において確保することが可能になると考え、株主をはじめとするステークホルダーの方々、さらには社会に対する責任を今後とも果たして参ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「三陽商会 企業理念」の「企業行動基準」の中に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関与しない旨を規定しております。上記「三陽商会 企業理念」は当社ホームページ[http://www.sanyo-shokai.co.jp/]に掲載致しております。また全社員が閲覧可能な当社WEB掲示板に掲載し全社への啓発を推進しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、2007年10月26日に開催された取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針およびかかる会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の導入を決定し、2008年3月28日に開催された第65期定時株主総会において承認されました。その後、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、2011年2月14日開催の取締役会において、上記対応方針を一部改定した上で、継続することを決定し、2011年3月30日開催の当社第68期定時株主総会において承認されました。その後も、社会・経済情勢の変化及び買収防衛策に関する様々な議論の進展等を踏まえ、改定後対応方針の見直しの要否を検討してまいりましたが、2014年2月14日開催の取締役会において決議し、2014年3月27日開催の当社第71期定時株主総会において、普通決議により、株主の皆様のご承認が得られ、改定後対応方針を一部修正を行った上で継続することを決定いたしました。(以下、新たに継続される対応方針を「本対応方針」といいます)本対応方針の有効期間は、2014年3月27日から2017年3月に開催される当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点までといたしますが、有効期間満了前であっても、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において廃止する旨の決議が行なわれた場合には、当該決議の時点をもって廃止されるものとします。また、コーポレート・ガバナンスに関する報告書(本報告書)更新日現在、当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はございません。

(注)本対応方針の内容の詳細については、下記URLをご参照ください。
当社ホームページ[http://www.sanyo-shokai.co.jp/]に掲載致しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1) 情報の管理体制と収集・把握

当社は事業本部、人事総務本部および経理財務本部ならびに全体を統轄する経営統轄本部の4本部制で構成されており、各本部が管轄する情報を収集・把握・管理しております。

(2) 適時開示の判定

重要な決定事実については、毎月開催する定時取締役会および経営会議において決定されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。開示の判定については、適時開示規則に従い、当該情報の開示の必要性の有無を検討し、必要に応じて会計監査人ならびに弁護士等によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

(3) 適時開示の実施

開示が必要と判定された重要事項については、経理財務本部、人事総務本部、経営統轄本部経営企画室、事業本部広報・宣伝室が連携し、迅速に開示を行うよう努めております。

コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の模式図

